

2019年7月
No.19-100a(全)

「検査料の点数の取扱いについて」 一部訂正に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡(2019年7月9日付)として「検査料の点数の取扱いについて」(2018年11月30日付け保医発1130第5号)が一部訂正されました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「点数の取扱いについて」の訂正

● 訂正された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査					
-	FLT3遺伝子検査	PCR法及び キャピラリー電気泳動	4,200	血液 125	*

[注]下線が追加変更されました。

* : イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髓性白血病(急性前骨髓性白血病を除く)の骨髓液又は末梢血を検体とし、PCR 法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3 遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に限り、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

本訂正により、従来は FLT3 遺伝子の①縦列重複(ITD)変異、②チロシンキナーゼ(TKD)変異検査のどちらか一方を検査することで、実施料算定が可能でしたが、訂正後は両検査の実施が必要になります。